

山陽小野田市公立大学法人会計監査人選任候補者選定に関する公募型 プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 36 条の規定に基づき、山陽小野田市長（以下「市長」という。）が選任する公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学（以下「法人」という。）の会計監査人の選任候補者を公募型プロポーザル方式により選定することについて、山陽小野田市プロポーザル方式等の実施に関するガイドライン（平成 18 年 9 月 4 日制定）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学会計監査人業務

(2) 契約者

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学

(3) 業務内容

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学会計監査人業務仕様書のとおり

(4) 契約期間（会計監査人の任期）

法第 38 条の規定により、選任の日以後最初に終了する事業年度（令和 8 事業年度）の財務諸表についての法第 34 条第 1 項による市長の承認の日までとする。

ただし、法第 39 条の規定による解任等の特段の事情がない限り、令和 9 事業年度及び令和 10 事業年度についても再任するものとし、その場合の任期は、各事業年度の財務諸表についての法第 34 条第 1 項の規定による市長の承認の日までとする。

(5) 参考スケジュール

（令和 8 事業年度）

令和 8 年 8 月上旬 法人と契約締結

契約締結後 予備監査、監査計画の作成

～令和 9 年 3 月末 期中監査、期末監査

令和 9 年 6 月頃 財務諸表等についての会計監査及び市の規則で定めるところによる会計監査報告の作成

（令和 9 事業年度）

令和 9 年 4 月頃 監査計画の作成

～令和 10 年 3 月末 期中監査、期末監査

令和 10 年 6 月頃 財務諸表等についての会計監査及び市の規則で定め
るところによる会計監査報告の作成

(令和 10 事業年度)

※令和 9 事業年度と同様

(6) 提案上限額

1 事業年度当たり 11,000,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

※上記金額には、報酬、交通費、事務費、通信費等の全ての経費を含む
ものとする。

3 選定方法

公募型プロポーザル方式

4 配布資料

- (1) 山陽小野田市公立大学法人会計監査人選任候補者選定に関する公募型プロポーザル実施要領(※この書類)
- (2) 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学会計監査人業務仕様書(以下「仕様書」という。)
- (3) 以下の様式
 - ① 質問書(様式 1)
 - ② 参加表明書(様式 2)
 - ③ 企画提案書(様式 3)

5 参加資格

参加表明書提出時において、次の全ての要件を満たしている者であること。

- (1) 公認会計士(公認会計士法(昭和 23 年法律第 103 号)第 16 条の 2 に規定する外国公認会計士も含む。)又は監査法人であること。
- (2) 法第 37 条第 3 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (4) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく民事再生手続、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく会社更生手続又は会社法(平成 17 年法律第 86 号)に基づく特別清算の開始の申立てを受けていないこと、若しくは自ら申立てを行っていないこと、又はこれらの手続を行っていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 山陽小野田市から指名停止の措置を受けていないこと、又は受けることが明らかでないこと。

- (7) 山陽小野田市暴力団排除条例（平成 23 年山陽小野田市条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。

6 選定委員会

別に定める山陽小野田市公立大学法人会計監査人選任候補者選定委員会設置要綱のとおり

7 プロポーザル実施スケジュール（予定）

項 目	日 程
プロポーザル実施要領（※この書類）の公表	令和 8 年 6 月 1 日（月曜日）
質問書の提出期限	令和 8 年 6 月 10 日（水曜日）
質問に対する回答の公表	令和 8 年 6 月 16 日（火曜日）
参加表明書等の提出期限	令和 8 年 7 月 1 日（水曜日）
企画提案書等の提出期限	令和 8 年 7 月 17 日（金曜日）
選任候補者の選定（書面審査）、審査結果の通知・公表及び法人に対する選任通知	令和 8 年 8 月上旬
法人との協議及び契約	令和 8 年 8 月上旬

※提出期限日の締切時間は、いずれも午後 5 時までとする。

8 プロポーザル参加手続

(1) 質問書の提出について

本プロポーザルに関し質問がある場合は、質問書（様式 1）を提出するものとする。なお、口頭による質問は受け付けない。

① 提出書類 質問書（様式 1）

② 提出期限 令和 8 年 6 月 10 日（水曜日）午後 5 時まで（必着）

③ 提出方法 電子メールにより提出するものとする。

なお、メール送信後に電話にて送達確認を行うこと。

④ 提出先 「14 問合せ先」に同じ

⑤ 受理した質問に対する回答は、令和 8 年 6 月 16 日（火曜日）までに市ホームページにおいて公表するものとし、個別には回答しない。

なお、当該回答は、本実施要領、仕様書等を補完、追加又は修正したものとして扱うものとする。

(2) 参加表明書等の提出について

本プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書（様式 2）等を提出

するものとする。

なお、参加表明書等の提出がない場合は、本プロポーザルへの参加は認められない。

① 提出書類

ア 参加表明書（様式 2）

イ 本社所在地の国税及び地方税（都道府県税及び市区町村税）の納税証明書（未納がないことの証明）

ウ 参加希望者が監査法人の場合は、法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書をいう。）。

※イ及びウについては、提出日前 3 か月以内に発行されたもの。複写可。

② 提出部数 各 1 部

③ 提出期限 令和 8 年 7 月 1 日（水曜日）午後 5 時まで（必着）

④ 提出方法 持参又は郵送

郵送の場合は簡易書留郵便又は書留郵便とし、持参の場合の受付時間は午前 9 時～午後 5 時までとする。

⑤ 提出先 「14 問合せ先」に同じ

(3) 企画提案書等の提出について

本プロポーザルに参加しようとする者は、企画提案書（様式 3）等を提出するものとする。

① 提出書類及び記載要領

ア 企画提案書（様式 3）

用紙の規格は、A 4 判（A 4 判で作成した場合、判読困難となるページについては A 3 判も可。）縦長片面とし、左綴じ（A 3 判とした場合、上綴じとし、A 4 判サイズに折り込むこと。）とする。

イ 監査法人等のパンフレットや決算状況が確認できる資料等（任意）

ウ 法人との監査契約に係る見積書（様式任意）

・提案に係る見積金額総額及び算定内訳を記載すること。

・消費税及び地方消費税の金額を記載すること。

・見積費用の考え方や監査日程等契約内容に変更が生じた場合の対応方法について記載すること。

・令和 8 事業年度分から令和 10 事業年度分までの 3 か年分について、1 事業年度分ごとに作成すること。

② 提出部数 正本 1 部、副本 5 部（複写可） 計 6 部

※上記イ（パンフレット等）については任意のため、あれば。

③ 提出期限 令和 8 年 7 月 17 日（金曜日）午後 5 時まで（必着）

④ 提出方法 持参又は郵送

郵送の場合は簡易書留郵便又は書留郵便とし、持参の場合

の受付時間は午前9時～午後5時までとする。

⑤ 提出先 「14 問合せ先」に同じ

9 企画提案書等の審査方法等

(1) 審査方法

審査は書面審査とし、本市が設置した山陽小野田市公立大学法人会計監査人選任候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、提案見積上限額の範囲内の見積金額を提示した者の企画提案書等の内容について、審査基準に基づき審査を行い、総得点が最も高い者を選任候補者として選定する。

なお、参加者が1者の場合でも審査を行い、選任候補者として選定する。

ただし、上記いずれの場合も、提案者の総得点が、当該提案者の総得点の算定の基となった委員の持ち点の総合計の2分の1以上あることを条件とする。

(2) 審査基準

別表のとおり

(3) 失格事項

次のいずれかに該当したときは、失格となる場合がある。

- ① 提出書類が期限までに提出されなかった場合
- ② 提出書類が本要領に適合していない場合
- ③ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ④ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ⑤ 提出書類に記載すべき事項以外の事項が記載されている場合
- ⑥ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、本要領に違反していると認められる場合

10 選定結果の通知

選定の結果は、全ての提案者に書面で通知するとともに、市ホームページにおいて公表するものとする。

なお、公表は総得点のみとし、選定された選任候補者以外は特定できないよう配慮する。

11 会計監査人の選任と契約

選任候補者の選定後、市長は当該候補者を会計監査人として選任し、法人に対し、その旨の通知を行う。その後、法人と選任された会計監査人とで業務内容の詳細な協議を行い、内部手続きの後、契約を締結することとなる。この場合において、当該契約の金額は、見積価格と同額とするとは限らない。

なお、法第 39 条の規定による解任等の特段の事情がない限り、令和 9 事業年度及び令和 10 事業年度についても再任するものとするが、市長による選任及び法人との契約については、あくまでも単年度毎となる。また、再任に当たっては、別途書類の提出を依頼することがある。

12 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の概要

(1) 名称

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学

(2) 設立年月日

平成 28 年 4 月 1 日

(3) 定款

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款（以下「定款」という。）

(4) 関係法令

地方独立行政法人法及び同法施行令（平成 15 年政令第 486 号）

(5) 業務内容

- ① 大学を設置し、これを運営すること。
- ② 大学の学生に対し、質の高い修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- ③ 大学外の個人又は団体から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施、その他大学外の個人又は団体との連携による教育研究活動を行うこと。
- ④ 公開講座の開設、その他大学外の個人又は団体に対し学習の機会を提供すること。
- ⑤ 大学における教育研究成果の普及及び活用を推進し、地域社会の発展に寄与すること。
- ⑥ その他、前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(6) 設置する大学

山陽小野田市立山口東京理科大学

(7) 役員（令和 8 年 5 月 1 日現在）

理事長 1 人、副理事長 1 人、理事 4 人（うち 2 人非常勤）、監事 2 人（非常勤）

(8) 教職員数（令和 8 年 5 月 1 日現在。）

常勤 183 人（教員 118 人、職員 65 人）

(9) 学生数（令和 8 年 5 月 1 日現在）

2,114 人（学部生 1,997 人、大学院生 117 人）

(10) 審議機関

経営審議会（法第 77 条、定款第 16 条）

教育研究審議会（法第 77 条、定款第 21 条）

(11) 令和 6 年度決算状況

〈収入〉 4,830,688 千円

〈支出〉 4,622,309 千円

(12) 主要取引金融機関

株式会社山口銀行

(13) 設置する学部（学科）及び大学院

【学部】

学 部 名	学 科 名	収容定員
工 学 部	機 械 工 学 科	240 人
	電 気 工 学 科	240 人
	応 用 化 学 科	240 人
	数理情報科学科	240 人
	医 薬 工 学 科	240 人
薬 学 部	薬 学 科	720 人

【大学院】

研究科名	専 攻 名	収容定員
工学研究科	機械工学専攻（修士課程）	20 人
	電気工学専攻（修士課程）	20 人
	応用化学専攻（修士課程）	20 人
	数理情報科学専攻（修士課程）	30 人
	工学専攻（博士後期課程）	18 人
薬学研究科	薬学専攻（博士課程）	20 人

13 その他

- (1) 提出する書類等は、1 参加希望者につき 1 案とする。同一法人等の本社、支社等による重複しての申込みは認めない。
- (2) 参加表明書等及び企画提案書等の提出書類の提出後の内容の変更若しくは追加又は再提出は認めない。
- (3) プロポーザルに係る書類作成その他一切の費用は、プロポーザルに参加しようとする者の負担とする。
- (4) 提出された書類は審査等のため、必要な範囲において複製することがある。
- (5) 選定委員会は非公開とし、審査の結果は原則として公表する。
- (6) 提出された書類、資料等は、返却しない。

(7) プロポーザルの実施に関する情報（提案者から提出された資料を含む。）は、山陽小野田市情報公開条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 8 号）等による開示請求があった場合、個人情報や企業情報等の非開示部分を除き、開示することとなる。

14 問合せ先

〒756-8601 山口県山陽小野田市日の出一丁目 1 番 1 号
山陽小野田市企画部企画課大学連携室
電 話：0836-82-1110（直通）
電子メール：daigaku@city.sanyo-onoda.lg.jp
受付時間：午前 9 時～午後 5 時

(別表) 審査基準

区 分	審査項目	配点
1 監査法人等の概要	・経営は安定しているか。 ・山陽小野田市立山口東京理科大学へのアクセスは容易か。 ・担当事務所に監査を担当する職員が十分確保されているか。 ・担当事務所に公会計部門があるか。 ・適正な業務運営が行われているか。	15
2 業務の実績	・担当事務所の実績が豊富か。 ・監査責任者の実績が豊富か。	10
3 監査実施体制等	・財務諸表等の監査を実施するために必要な人員数が確保されているか。 ・公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の会計の改善に資する監査を行うことができるか。 ・財務関係書類の適正性を定期的にチェックする計画となっているか。 ・現金預金及び固定資産の実地調査を計画しているか。 ・法人の財務関係に係る規程のチェックを計画しているか。 ・監査の実施場所を明記しているか。 ・法人理事及び監事との連携の方法に関して具体的な提案があるか。 ・法人の内部監査部門との連携の方法に関して具体的な提案があるか。 ・法人会計についての助言・相談対応の内容及び方法に関して具体的な提案があるか。	65
4 監査見積	・提案見積上限額に対しどの程度安価か。	10
合 計		100